

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No. 3
【根拠条文】	法第27条の25第2項及び第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 朝山志乃
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館26階
【報告義務発生日】	2025年11月19日
【提出日】	2025年11月27日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株式等保有割合の 1 %以上の減少

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	マクセル株式会社
証券コード	6810
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（アメリカ合衆国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・エルピー (Taiyo Pacific Partners L.P.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャロリンポイント 5300
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2007年9月7日
代表者氏名	クリスティーン・ワタナベ
代表者役職	COO
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ホホワイト＆ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
電話番号	03-6384-3300

（２）【保有目的】

純投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと。

（３）【重要提案行為等】

重要提案行為等を行う可能性がある。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （ $O+P+Q-R-S$ ）	T 0		
保有潜在株券等の数 （ $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$ ）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年11月19日現在）	V 46,956,200
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T / (U+V) \times 100$ ）	0
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	13.11

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
2025年11月19日	株券（普通株式）	6,242,200	13.29	市場外	処分	マクセル株式会社	2103.01

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当該株券は、顧客との間の投資一任契約（再委任を含む）に基づく保有である。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	0
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	0

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地